千曲市公共物自営工事等帰属承諾書

年 月 日

(あて先) 千曲市長

住 所氏 名担当者連絡先(電話)

千曲市公共物管理条例施行規則第14条(第15条)の規定により公共物の自営工事の 完了後は、下記の施設及び工作物については、無償で市に帰属することを承諾します。

自営工事の場所	公共物の種類	(1)普通河川等(河川等名 (2)認定外道路 (3)その他()
	場所	千曲市	番地先
敷地、施設または工作物の規模			
その他			